

市町村標準保険料率(医療分)算出過程(例)

以下の前提条件により，A町を仮定し算出。

前提条件1	所得総額	45億円
前提条件2	被保険者数	8,000人
前提条件3	世帯数	4,800世帯

当該市町村の
納付金
7億円

当該市町村の歳入
となる公費等
2億円

当該市町村の保健事業等
の取組に要する経費等
5,800万円

差引

当該市町村の保険料収納必要総額
5億5,800万円

標準的な収納率 93%で除す

(平成28年度規模別平均収納率の被保険者数5,000人以上1万人未満区分の収納率である93.05%に基づく。
なお、本事例においては、計算過程を分かりやすくするため、93%で算出。)

当該市町村の賦課総額
6億円

1 応能割と応益割の比率

応能割と応益割の比率は、48.4:51.6(※)を基準に、所得水準の高い市町村は応能割が高く、所得水準の低い市町村は応能割が低くなるように調整する。

⇒ A町の場合は、前提条件等に基づき、応能割:応益割=50:50となる。

※ 国から示された本県の所得係数であるβ値(0.937)に基づく。

2 均等割と平等割の比率

均等割と平等割の比率は、70:30を基準に、世帯数が多い市町村は平等割が高く、世帯数が少ない市町村は、平等割が少なくなるように調整する。

⇒ A町の場合は、前提条件等に基づき、均等割:平等割=71:29となる。

応能割賦課総額
50% 3億円

応益割賦課総額
50% 3億円

所得割賦課総額
3億円

均等割賦課総額
71%
2億1,300万円

平等割賦課総額
29%
8,700万円

当該市町村
所得総額
45億円で除す。
(前提条件1)

当該市町村
総被保険者数
8,000人で除す。
(前提条件2)

当該市町村
総世帯数
4,800世帯で除す。
(前提条件3)

標準保険料率 = 所得割率
6.67(%)

均等割額
26,625(円)

平等割額
18,125(円)